電子入札参加についての注意事項(物品)

1 一般的事項について

東大阪市行政管理部契約検査室契約課(以下「契約課」という。)が東大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)を用いて行う地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び競争入札(以下「入札」という。)その他の取扱いについて次のとおり定めるものとする。

- (1)入札参加者は、地方自治法・同法施行令、東大阪市財務規則(以下、「財務規則」という。)及び労働関係法令、その他関係法令、要綱並びに注意事項を遵守しなければならない。
- (2)入札参加者は、入札に際し、契約課の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。
- (3)入札参加者は、仕様書及びその他交付書類等(以下「仕様書等」という。)、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (4)入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5)システムを利用できるものは、東大阪市入札参加有資格者(その者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該法人の代表者をいう。(以下「代表者」という。))または当該代表者から入札参加資格審査申請において、契約に関する一切の権限について委任を受けた者とする。
- (6)前項で規定する者は、東大阪市が発行する I D・パスワードを取得し、入札情報サービス及び電子入札システムにおいて利用者登録をしておかなければならない。
- (7)各種書類への虚偽記載や、関係法令に違反した場合は、入札参加停止措置を行うことがある。

2 入札保証金について

入札保証金は免除する。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、 落札金額の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収することがある。

3 発注案件に対する質疑回答について

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、入 札情報サービスにて、契約課が指定する日時までに送信すること。なお、質疑に対する回答 については、入札情報サービスの公告情報等において公表する。入札参加者は質疑回答を確 認したうえで入札すること。

4 入札の方法について

- (1) 入札参加者は、入札に係る公告において定められた入札期間内に案件ごとに契約課が規定する様式にて競争参加資格確認申請書をシステムにより提出しなければならない。
- (2) システムにおける入札書の記載金額については、見積もった契約希望金額の110

分の100(いわゆる税抜き価格。)に相当する金額を記載すること。小数点以下は切り 捨てとする。

- (3) 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (4) 申請書等の添付が無い場合や、件名・日付誤り、申請の商号、名称、所在地、代表者または受任者の職及び氏名の誤記、記入漏れや齟齬等の不備がある場合は入札を無効とする。
- (5) 内訳書が必要な案件において内訳書の添付が無い場合や金額誤り、申請の商号、名 称の誤記、記入漏れや齟齬等の不備がある場合は入札を無効とする。

5 入札参加資格の事前審査について

入札期間内にシステムによる自動審査及び入札参加有資格者名簿等を確認することによる審査を行ったうえ、その結果について競争参加資格確認通知書をシステムにより送信する。なお、競争参加資格無しの通知を受けた者は当該入札に参加出来ない。

6 入札書の無効について

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行った入札書。
- (2) 所定の日時までに提出しない入札書。
- (3) 入札に関する権限を委任されていない代理人が行った入札書。
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、または不要な項目や記述を入力した事項を含む入札書。
- (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札書。
- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札書。
- (7) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他に指定に従わないで入力した事項を含む入札書。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (9) システム以外の方法により行われた入札書。
- (10) 同一の入札において、同一人が2通以上の入札書を提出した入札書。
- (11) 同一の入札において、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札書。
- (12) 同一の入札において、2以上の代理人をした者の入札書。
- (13) システムの不正利用及び I D・パスワードの不正使用により行った入札書。
- (14) 入札に際して必要書類の提出をしない者が行った入札書。
- (15) 提出された内訳書に記載された額と異なる価格で行った入札書。
- (16) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札書。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格に関する条件に違反した入札書。

7 入札書の書換え等の禁止について

入札参加者は、システムにより提出された内訳書及び入札書等の引換え又は撤回をする

ことはできない。

8 開札について

開札は、指定した日時に行い、入札結果をシステムにより公表する。ただし、調査を行う場合等、必要があると認めるときは公表しないものとする。開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

9 落札者の決定について

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、システムのくじ機能によりくじを実施し、落札者を決定する。

10 その他の入札参加条件について(制限付き一般競争入札)

実施要領で求める実績、資格等がある場合は事前審査において契約課まで確認資料を提出すること。期限までに提出されない場合、当該入札は無効となる。

11 契約書等の提出について

- (1) 落札者は契約書に記名押印し、必要書類を添えて速やかに担当課に提出しなければならない。なお、契約締結日は原則として落札決定日の翌開庁日となる。
- (2) 前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定が無効となることがある。

12 契約保証金について

- (1) 落札金額が500万円以上の場合、落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の額は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。(1円未満の金額は、1円に切り上げ)
- (3) 東大阪市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたときは、契約保証金を免除する。

13 システム障害時等の取扱い

発注者側におけるシステム障害等が発生し、障害の復旧が見込めない場合は電子入札を 中止し紙入札へ変更することとし、復旧が見込める場合は、入札書受付締切予定日時及び 開札予定日時の変更(延長)を行うこととする。

14 議会の議決を要する契約について

議会の議決に付すべき契約については、市議会の議決があったときに本契約を締結する旨を 記載した仮契約書を交換する。

15 その他

- (1)次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会 社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の者。
 - ウ 一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に 兼ねている者。
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。
- (2) 官公需適格組合とその組合員との同時の入札参加申請は認めない。
- (3) 入札結果において何らかの規則性がみられるなど職員が談合があると疑うに足りる 事実を得た場合は、落札決定を保留し、入札参加者から事情聴取を行い、調査することができる。
- (4) 入札後、入札参加者に対し、ヒアリングの実施及び詳細内訳書等の提出を求める場合がある。調査対象者は速やかに調査に応じなければならない。
- (5) 個別の案件の設定条件と本注意事項が抵触する場合、個別の案件の設定条件が優先する。

16 人権尊重の取り組みについて

入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めること。

17 異議申し立てについて

入札参加者は、入札終了後、この注意事項、配布資料、契約条項についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し出ることはできない。